平成２０年（ワ）第４８７４号
原　告　江　崎　徹　志
被　告　黒　薮　哲　哉

２００８年7月１４日

東京地方裁判所民事第２９部Ｃ係　御中

原告訴訟代理人
弁護士　喜　田　村　洋　一

準　備　書　面

1　著作権法は、著作物を、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」（２条１項１号）と定め、１０条１項で著作物を例示した後、同条２項で、「事実の伝達に過ぎない雑報及び時事の報道は、前項第１号に掲げる著作物に該当しない」とする。

この１０条２項の意味については、「いつ、どこで、誰が、何を、どのようにして、したかを伝えるにすぎない短いニュースとか、あるいは人事異動とか、死亡記事のように、誰が書いてもこうなると思われる事実を忠実・簡潔に伝達するような報道記事は著作物ではないということを明らかにしただけ」（加戸守行『著作権法逐条講義』（五訂新版）１２６頁）と説明されている。

同様に、判例では、東京地裁１９９２年４月１０日判決（判例時報１４６０号１３２頁）（観光タクシー料金等タリフ事件）では、観光コース表の記述について、特定の観光の拠点を発着する観光タクシー利用のモデルコースに

取り入れる観光地、観光施設の多い場所では、それらをどのように組み合わせて一つのコースにするか、一つのコースの中で観光地を周遊する順序をどうするかは決して一様ではないことなどを挙げて、「誰が作成したとしてもその表現形式及び表現内容が同じものということはできない」として、著作物性を認めた。

また、東京地裁２００１年１月２３日判決（判例時報１７５６号１３９頁）（新撰組多摩地方史跡ガイドブック事件）では、史跡のような「客観的な事実を素材とする表現であっても、取り上げる素材の選択や、具体的な用語の選択、言い回しその他の文章表現に創作性が認められ、作成者の評価、批判等の思想、感情を表現されていれば著作物に該当するということができる」として著作物性を認めた。

以上のように、著作権法の規定や、同法に関する先例によれば、誰が書いても同じになるような表現は著作物といえないが、客観的事実を取り上げる場合であっても、素材や用語の選択、言い回しなどに創作性が認められ、作者の評価等が表現されていれば著作物に該当するということになる。

2　本件は、原告が作成した回答書（甲６）が、被告により原告に無断で、被告が主宰するインターネットウェブサイトに掲載されたことに端を発する。

この事態に対して、原告は、著作権法に基づく法的請求を行うこととしたが、これにあたって、原告は、著作者人格権（公表権）と著作権（複製権）のうち、著作者人格権（公表権）の侵害を主張することを選択した。

次いで、原告は、本件が公表権の対象となる著作物であることを明らかにするために「特定の個人に宛てたものであり、未公表の著作物」と述べた。「特定の個人に宛てた」との文言は、日常的に用いられる普通の用語ではなく、原告の創意工夫が認められる。

他方、原告は、催告書において「著作物の公表」や「著作物の発行」には

触れないこととしたのであり、説明のための素材の選択において、原告の創作的判断が認められる。

原告は、被告の違法行為に関しては、民事上の差止請求権、損害賠償、名誉回復等の措置、刑事上の告訴を個別に挙げることをせず、「民事上も刑事上も違法な行為」という抽象的な言い方に止めたのであり、ここでも説明のための素材の選択において、原告の創作的判断が認められる。

原告は、差止請求権に基づき回答書の削除を求めたが、これは、催告書において最も重要な救済として、削除だけを求めることとしたものであり、これについても原告の創作的判断が認められる。

また、催告書全体を通じて、原告は、その言い回しにおいて抽象的な言い方に止め、また冷静な表現を用いている。

3　以上のとおり、本件催告書は、被告によって原告の回答書が無断でインターネットウェブサイトに掲載されるという事態が出来したことを受けて発出されたものであり、この行為に対する原告の評価ないし批判という思想、感情が表現され、かつ、説明のための素材や用語の選択、言い回しなどの点で原告の創作性が認められる。

換言すれば、上記の事態が生じたときに、原告の立場にある者が被告の立場にある者に宛てて催告書を出すとすれば、その内容が誰が作成しても同じになるということはありえない（たとえば、請求の根拠として、公表権侵害だけを問題にするか、複製権侵害だけを問題にするか、その両者を問題にするかという選択があり、さらに、請求の内容として、民事上でも、削除だけを求めるか、損害賠償だけを求めるか、その両者を求めるかという選択がある）。

したがって、本件催告書が、上記の先例に照らしても著作物性が認められることは明らかである。